

議案第 4 3 号

墨田区副区長定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区副区長定数条例の一部を改正する条例

墨田区副区長定数条例（平成 1 9 年墨田区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 人」を「2 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区民ニーズが複雑化・多様化する中で、重要な行政課題に対し、スピード感をもって区政を推進していく必要があることを踏まえ、執行体制の強化を図るため、副区長の定数を 2 人に改める必要がある。